

運転代行に「最低料金」導入

条例で設定 来年度中に基準策定

国交省

国土交通省は、自動車運転代行サービスに「最低利用料金」を導入する方針を決めた(前号既報)。自治体の条例で設定が可能とし、法改正はせず、来年度中に

も都道府県に技術的助言と

して通知する。料金の定め方など具体的な基準を、運転代行業界などから意見を

集約した上で策定する考え。政府の地方分権改革有識者会議で、静岡県から出た。茨城県と滋賀県も追っ

た。静岡県は18日、本紙に「低料金サービスの事業者は損害賠償措置を講じていないおそれがあり、利用者保護に欠ける」(地域交通課)と動機を説明した。国

交省の料金ガイドラインに沿い、独占禁止法の不当廉売を注意喚起したが、低価格競争に歯止めがかかっていないという。「県内は西部、中部、東

部、伊豆と広範囲で実情が異なるので、業界の実態を調べ、タクシーの運賃も参考にしながら、条例を定めることになろう」としている。

政府への提案で同県は「法令で義務づけられていた適正料金を、大幅に下回って設定している業者が存在する。県内の昨年の代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際、利用者

が不利益を被るケースもある」と訴えた。インパクトの強い法改正を求めたようだが、国交省は損害賠償責任保険の保険料支払い状況の報告義務と併せ、「運転代行業適正化法を改正することなく、条例で定められる」(自動車局旅客課旅客運送適正化推進)としている。関係法令では料金について、営業所での掲示や利用者への事前説明を義務づけている。最低利用料金は明文化されていない。